

次なる
茨木へ。

茨木には、次がある。

“茨木市” の財政状況



令和2年10月
茨木市企画財政部財政課



目次



I	「財政」ってどんなもの？	
	(1) 「財政」とは？	1
	(2) お金の使い方はどうやってきまる？（予算から決算まで）	1
II	決算について（普通会計）	
	(1) 決算の基礎知識	2
	(2) 令和元年度の決算	3
	(3) 茨木市の財政規模	4
III	歳入（普通会計）	
	(1) 歳入決算額の内訳ごとの推移	5
	(2) 一般財源の推移	6
IV	歳出（普通会計）	
	(1) 目的別にみた歳出決算額の推移	7
	(2) 性質別にみた歳出決算額の推移	8
V	市債と基金（借金と貯金）	
	(1) 市債（借金）発行額の推移	9
	(2) 市債（借金）残高の推移	10
	(3) 基金（貯金）残高の推移	11
VI	市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）	
	(1) 市民1人あたり市税額・一般財源の北摂7市比較	12
	(2) 市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較	13
	(3) 市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較	14
VII	主な財政指標の推移（普通会計）	
	(1) 経常収支比率	15
	(2) 財政力指数	16
VIII	健全化判断比率の状況（一般会計等）	
	(1) 健全化判断比率とは	17
	(2) 早期健全化基準・財政再生基準	17
	(3) 茨木市の状況（平成28年度～令和元年度）	19
	(4) 北摂7市の状況（令和元年度）	21



いばらきの今と未来を守るために
結成された「いばら騎士団」。
騎士団を束ねる最高騎士の4人
「いばら騎士」と一緒に茨木市の
財政状況を見ていきたいと思ひます。

I 「財政」ってどんなもの？

「財政」を知ることは、
茨木市を知ることに
つながるよ！！



(1) 財政とは？

「財政」という言葉を聞くと「たくさん数字が並んでいて難しそう」という印象を受ける人が多いのではないのでしょうか？

市が色々なサービスを行うにはたくさんのお金が必要です。そのお金をどこから調達し、どのような目的で使うのかという仕組みを「財政」といいます。

第5次茨木市総合計画のスローガンである「ほっといばらきもっと、ずっと」のもと、茨木市を「HOT」で「ホッと」できるまちにするには、みなさんと一緒に市の財政状況を共有していくことが大切です。

この冊子を通じてみなさんに「財政」のことを身近に感じてもらい、茨木市のことを一緒に考えてもらうきっかけにしたいと考えています。

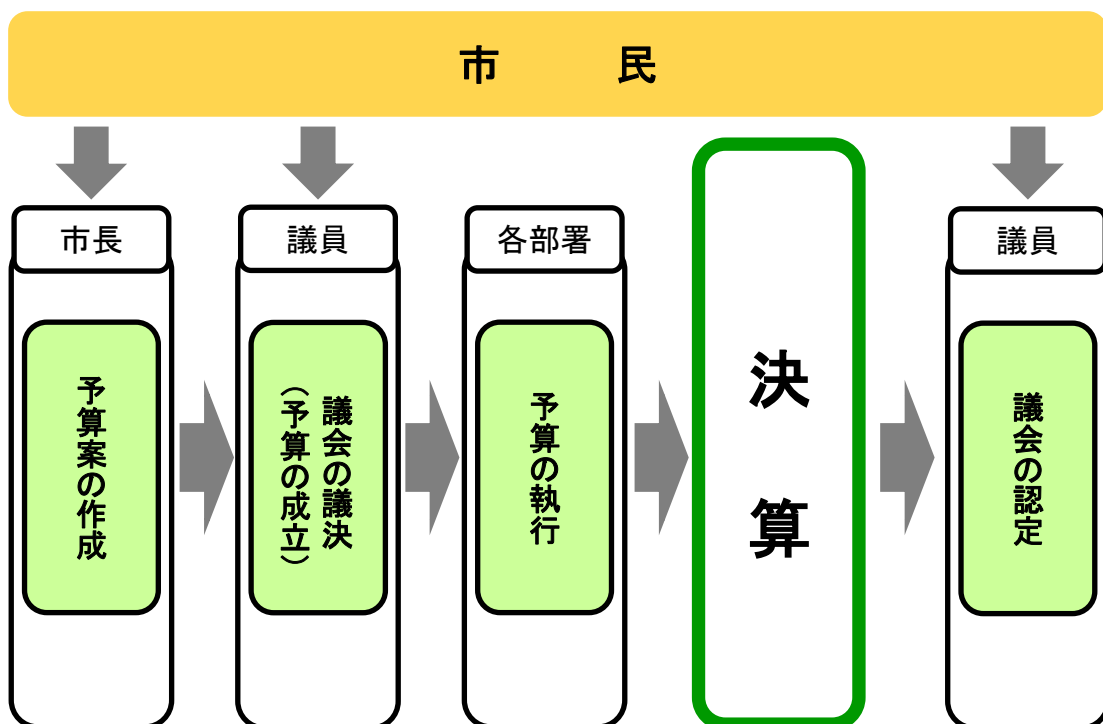
(2) お金の使い方はどうやって決まる？（予算から決算まで）

市役所の各部署では、新年度（4月～翌3月）に向けて、みなさんのより良い暮らしを支えるためにどのようなサービスを提供するかを検討し、そのために必要な収入と支出を見積もります。市長はそれをもとに「予算案」を作成し、議会に提出します。そして、市議会で予算案が審議された後、「予算」が成立します。

つまり、みなさんが選んだ市長と市議会議員により、予算は決定されることになります。そして、その予算を使った結果のことを「決算」と言い、決算は議会での審査を経て認定されます。

なお、この冊子では、決算の額を用いて茨木市の財政状況を解説しています。

● 予算から決算までの流れ



Ⅱ 決算について（普通会計）

分からんことは
何でも聞いてや〜



（１）決算の基礎知識

Q “決算” って何??

A “決算” とは年度（４月～翌３月の１年間）に入ってきた
お金（収入）と使ったお金（支出）の実績のことです。

市役所では毎年、年度が始まるまでにあらかじめお金の使いみち（予算）を決めます。その予算を使った結果が“決算”です。

決算書は会計管理者が作って市長に提出し、監査委員の審査を受けて議会の認定を受けます。

Q “決算” から何がわかる??

A 予算に基づいて、実際に福祉や教育、道路整備など
どんなことを、いくらかけて行ったかがわかります。

市は市民サービスの向上を図るため色々な事業を行っています。福祉や教育、道路整備など、どのようなこと（サービス）に、いくらお金が使われたのかを“決算”から知ることができます。

また、“決算”を見ることで財政状況やその傾向がわかります。

Q “決算” はどうやって見たらいい??

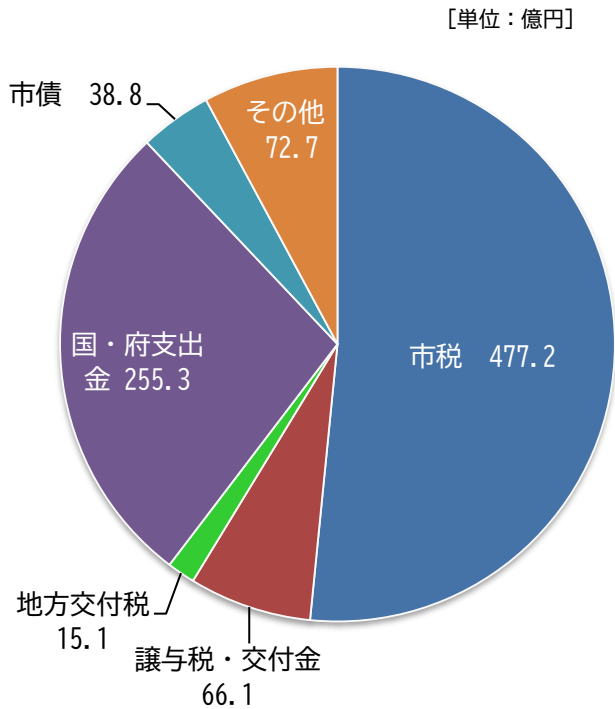
A 全国統ルールによる統計上の会計（普通会計）を使って
他市町村との比較や、年度間比較をすることで、茨木市の
財政状況がどうなのかを知ることができます。

地方公共団体における会計は、それぞれの市町村で実施している事業が異なっているため、会計の設け方や一般会計で提供するサービスの内容も違って
おり、単純に比較することができません。

そのため、全国の統ルールである「普通会計」を使うことで、他市町村と
比較することが可能となり、茨木市の財政状況を把握することができます。ま
た、これまでの決算の推移を年度間比較することで、財政状況の傾向をつかむ
ことができます。

[R1決算]

歳入 925.2億円



大阪北部地震等の被害に対し、引き続き、財政調整基金を活用し「安全・安心なまちづくり」を推進するとともに、扶助費等の義務的経費の増加が続く厳しい財政状況の中、「財政の健全性」の確保のもと、豊かさ・幸せを実感できる“次なる茨木”の実現に向けた取組みを推進！

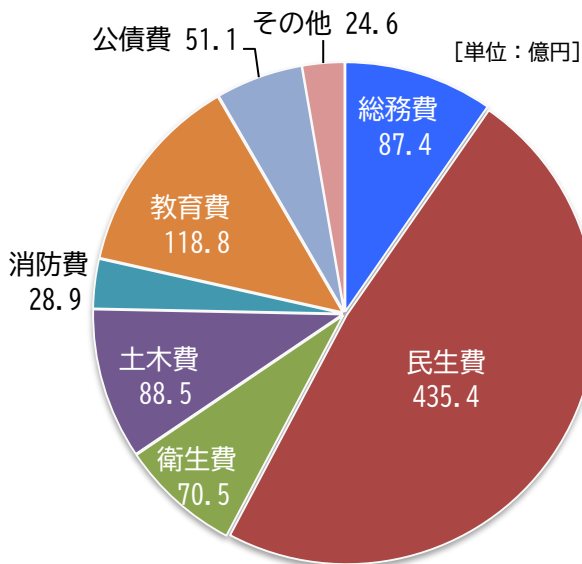
歳入では、譲与税・交付金等は前年度と同程度で推移する一方で、市税収入の増や臨時財政対策債の増により歳入総額としては増額となりました。

歳出においては、市民会館跡地エリア活用事業の増等による普通建設事業の増や幼児教育無償化等に伴う扶助費の増などにより、歳出総額としては増額となりました。

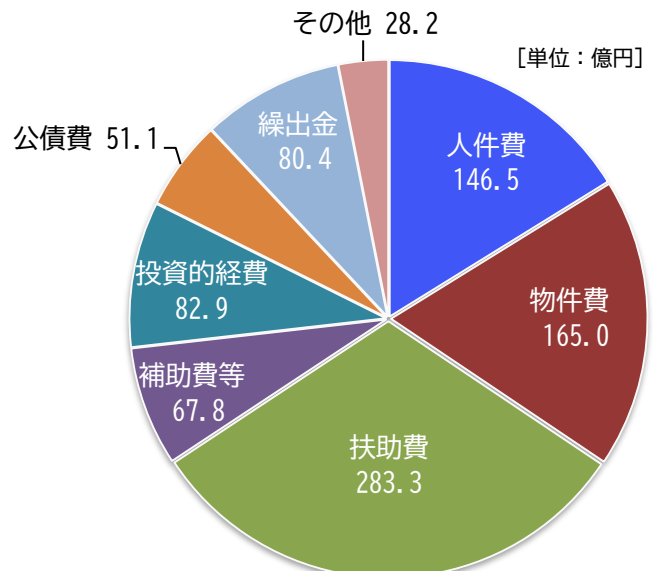
また、将来の財政負担を考慮して、基金（貯金）の充実や市債の発行抑制など財政の健全性の確保にも努めました。

歳出 905.2億円

目的別



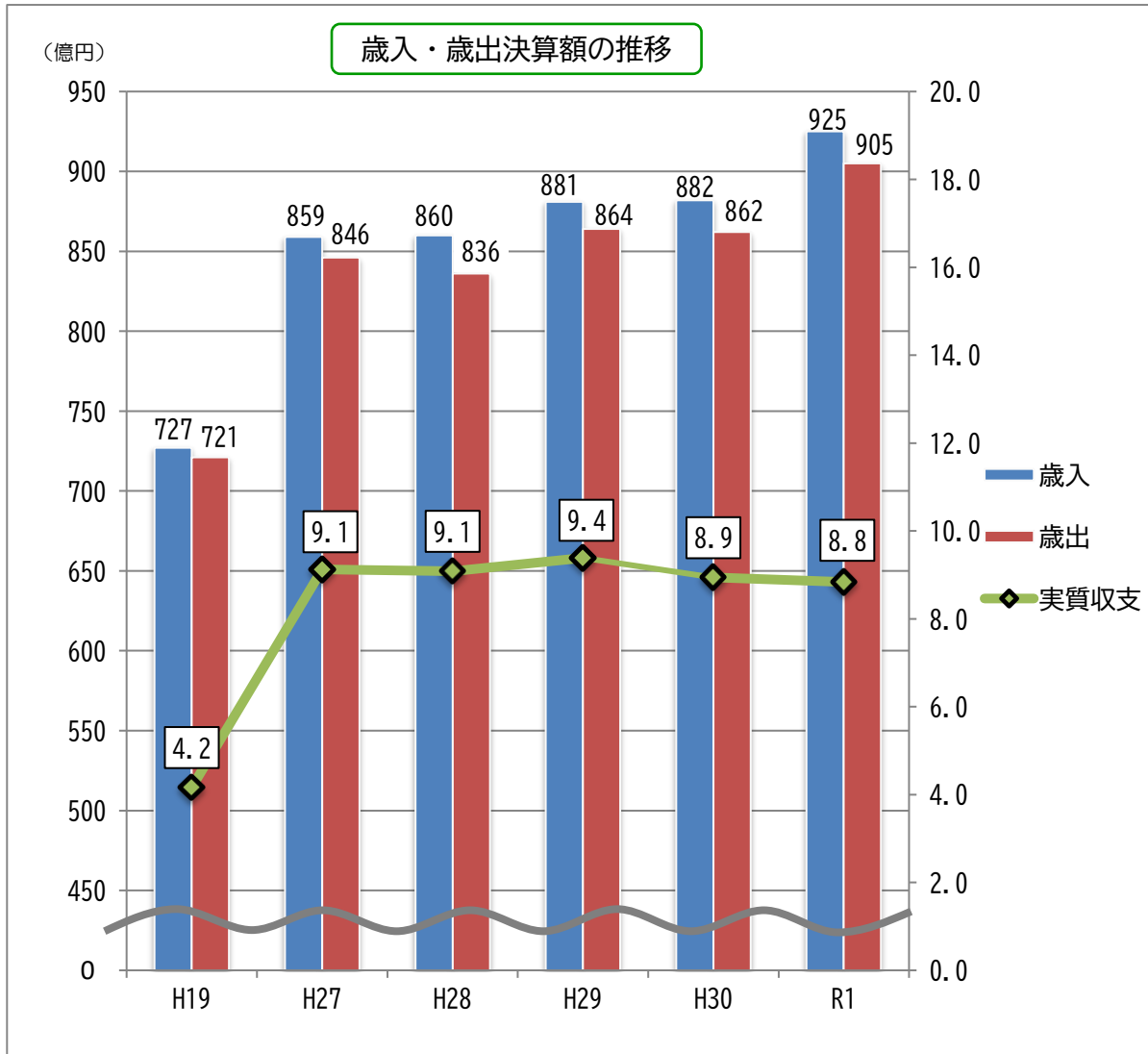
性質別



(3) 茨木市の財政規模

本市の財政規模は、平成20年度以前は長らく700億円台で推移していました。近年は、社会福祉経費の増加等により概ね800～900億円台で推移しています。

なお、翌年度へ繰り越す財源を差し引いた黒字（実質収支額）については、令和元年度決算では9億円程度となっており、地方自治法に基づいてその約半分を基金へ積立（貯金）しています。



用語解説

形式収支 その年度の歳入決算額から歳出決算額を差し引いたもの

$$[R1決算] \quad = \quad 925億円 \quad - \quad 905億円 \quad = \quad 20億円$$

実質収支 形式収支から、翌年度に繰り越す財源を控除したもの

$$[R1決算] \quad = \quad 20億円 \quad - \quad 11億円 \quad = \quad 9億円$$

(翌年度へ繰り越す財源)

Ⅲ 歳入（普通会計）

歳入にもいろんな種類があるんだね



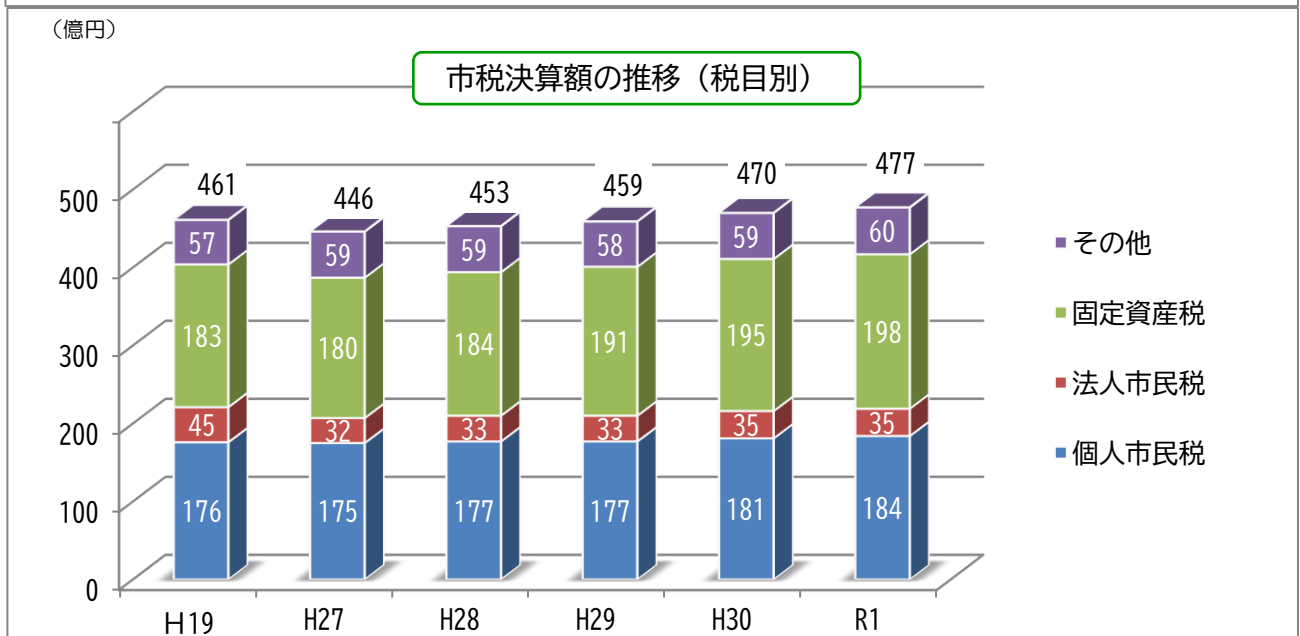
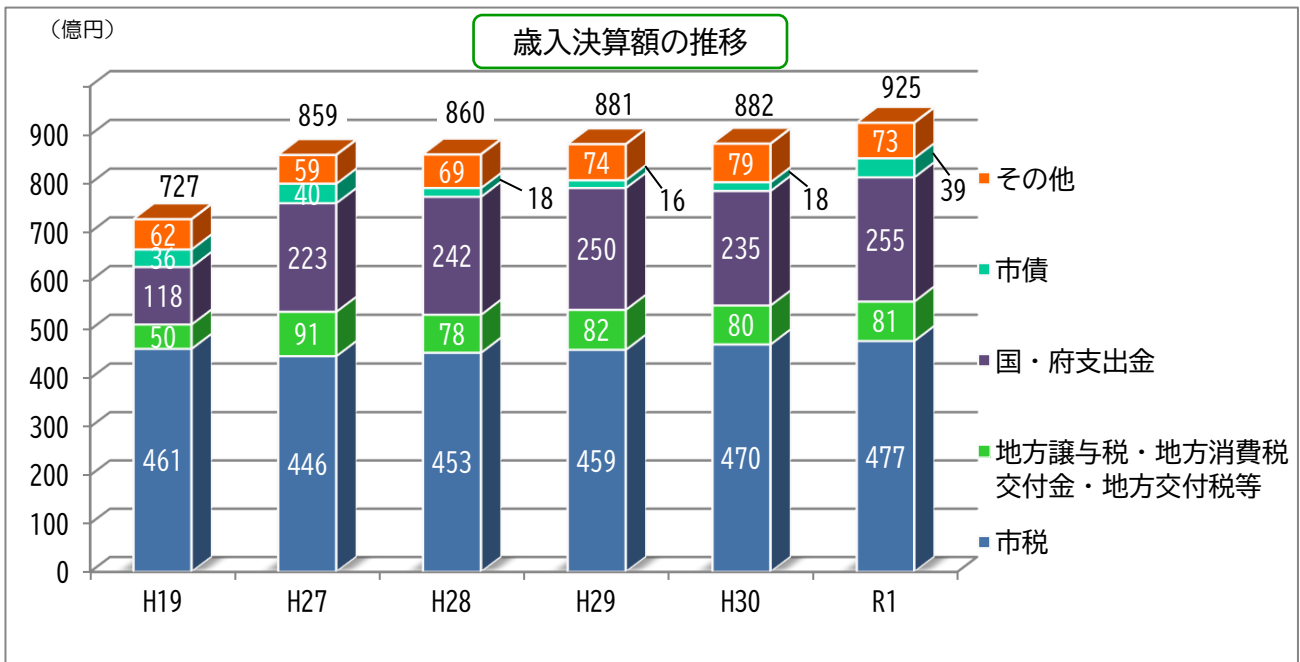
いばら騎士グリーン

（１）歳入決算額の内訳ごとの推移

歳入の基本となるのは市税です。市税収入が最も多かったのは、平成9年度の498億円で、平成10年度以降は、景気低迷等により7年連続の減収となり、平成16年度には416億円まで落ち込みました。平成17年度からは税制改正等に伴い増収傾向に転じており、近年も景気回復の影響により、緩やかに増収となっています。

国・府支出金については、各年度に実施した事業に応じて220～250億円程度で推移しており、令和元年度は255億円となっています。

市債（市の借金）については、小中学校の校舎改修等や道路整備をはじめとする建設事業の財源として借り入れる建設債や、財源不足を補うための臨時財政対策債を発行していますが、後年度の財政負担を考慮し、発行抑制を基本に市債の適切な活用を努めたため、令和元年度の発行額は39億円となりました。

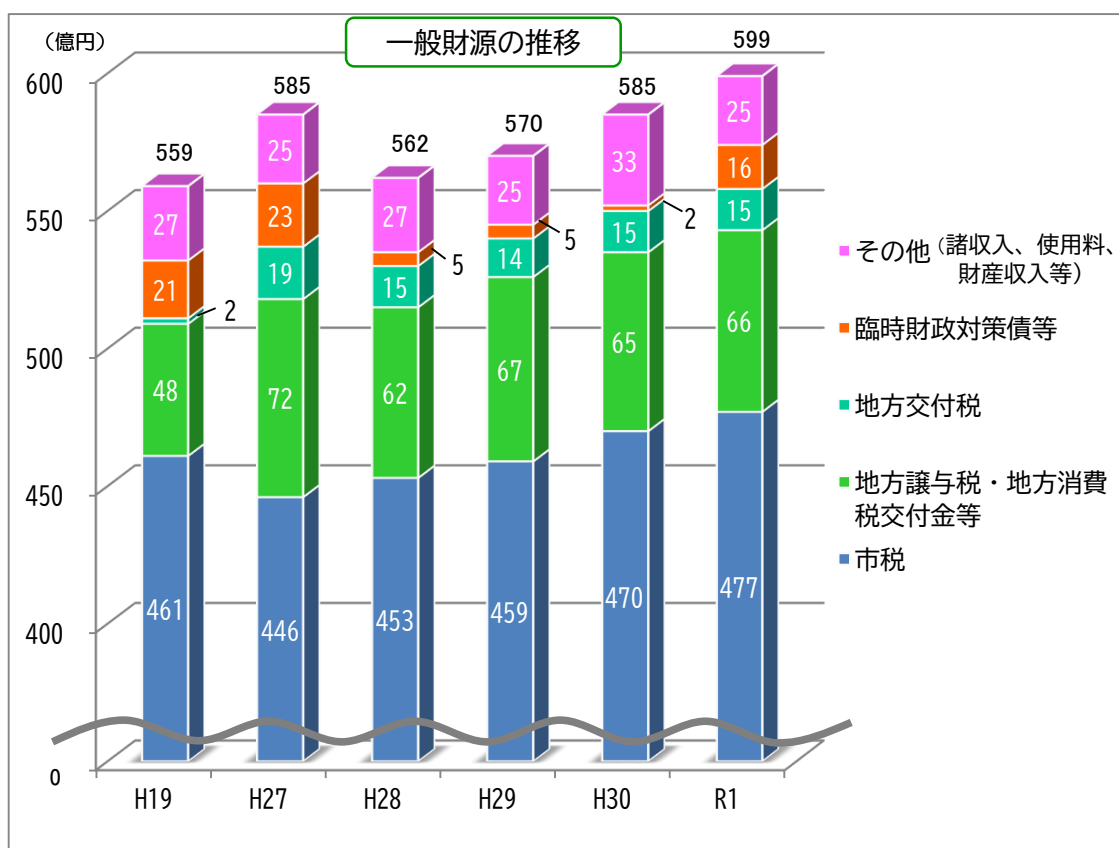


(2) 一般財源の推移

「一般財源」とは、使い道が定められていない自由に使えるお金のことで、市税収入がその中心です。一般財源には、市税以外にも、地方譲与税（国税や府税が間接的に交付）、地方消費税交付金、地方交付税等のほか、臨時財政対策債（財源不足を補うための赤字補てん債）などの借金が含まれています。

一般財源は、近年市税が増加傾向となり、560～580億円程度で推移していましたが、令和元年度は、市税の増に加え、臨時財政対策債の発行により599億となっています。

近年、社会福祉経費の伸び等により、臨時財政対策債を発行せざるを得ない厳しい状況が続いていますが、後年度の財政負担を考慮して発行額を抑制し、多額の借金に依存しない財政運営に努めています。



用語解説

地方交付税

地域によって地方税の収入額に差があることから、地方間の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定水準以上の行政サービスを行えるようにするため、国が国税として集めた税金を地方公共団体に交付する税のことです。地方交付税には、財源不足団体に交付される普通交付税と、特別な財政需要に対して交付される特別交付税があります。

地方譲与税

国が国税として集めた税金を地方公共団体に配分するもので、現在、茨木市では地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税があります。

IV 歳出（普通会計）

905億円の
使い道は
こうなのだ



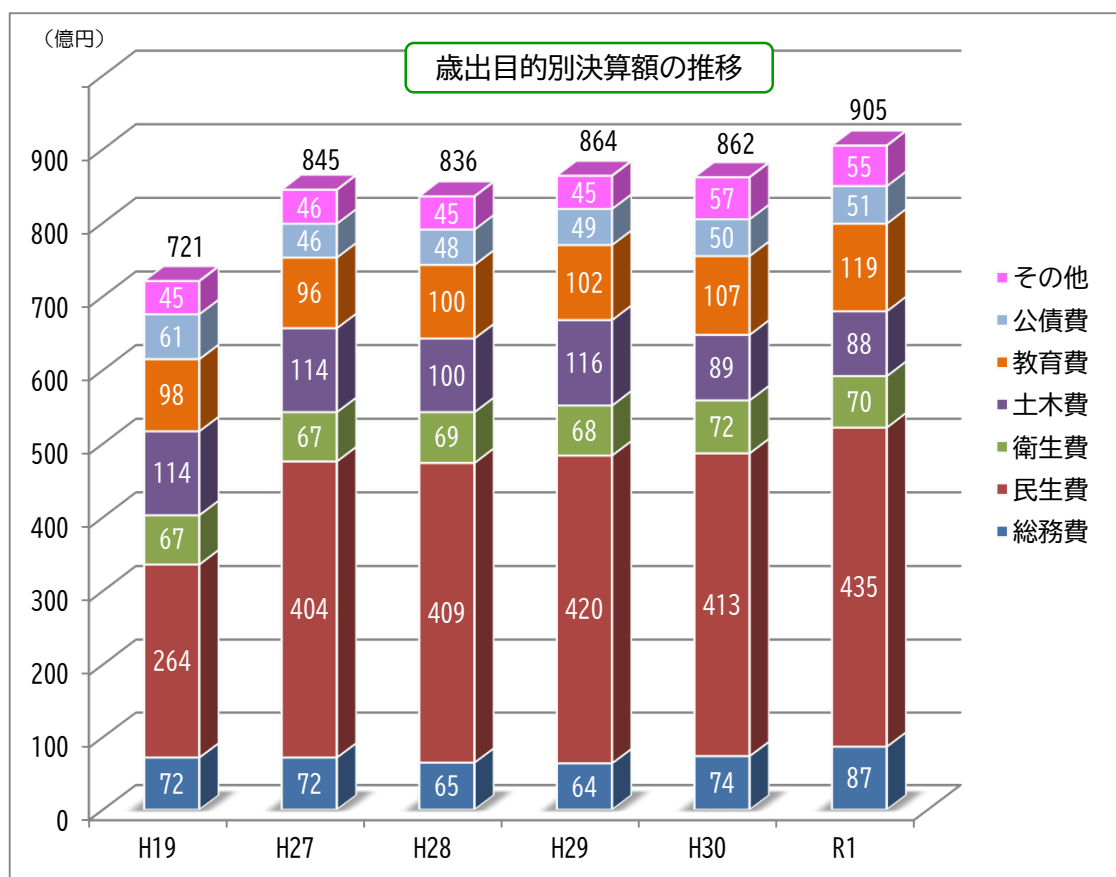
いばら騎士オレンジ

(1) 目的別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな目的で使ったか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出の内訳を見た場合、大きい割合を占めるのは福祉（民生費：435億円）、都市基盤整備（土木費：88億円）、教育（教育費：119億円）に関する経費です。これは、福祉サービスの充実、道路や公園整備などの都市基盤整備の推進、教育環境の向上に取り組んできた結果といえます。

近年、歳出の内訳の中で一番大きい割合を占めている経費は民生費ですが、これは高齢化の進展などに伴い、社会福祉経費が増加していることが要因となっています。



用語解説

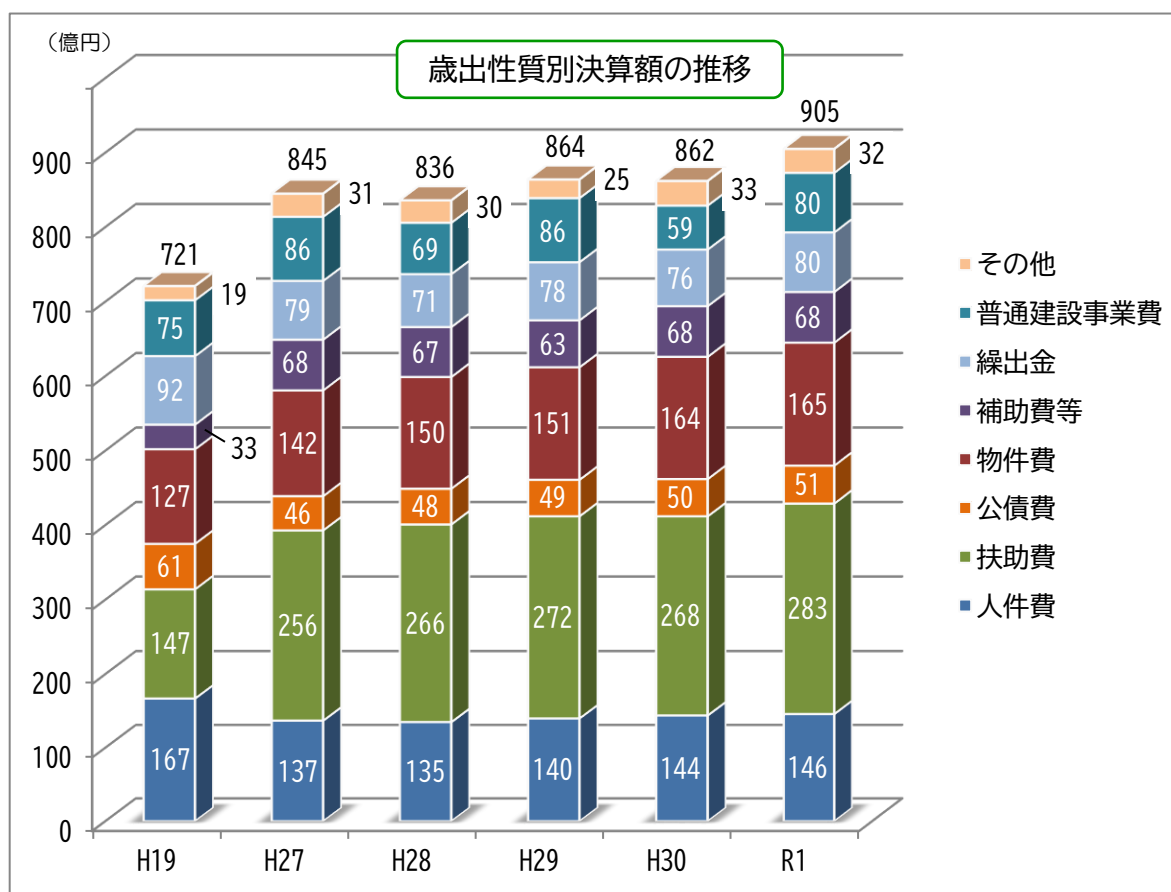
- 総務費** 市役所の庁舎管理、防災、徴税、戸籍、統計、選挙などの経費
- 民生費** 子ども、高齢者、障害者に対する福祉サービス経費や国保会計や後期高齢者会計に対する繰出金などの経費
- 衛生費** 住民健診、予防接種、市営葬儀、清掃業務、環境対策などの経費
- 土木費** 道路や公園などの都市基盤整備や都市計画などの経費
- 教育費** 小・中学校や図書館などの教育関係の経費
- 公債費** 市の借金（市債）を返済（償還）する経費
- その他** 議会、労働、農林水産業、商工、消防などの経費

(2) 性質別にみた歳出決算額の推移

「予算をどんな性質のことに使ったか」という視点から見た歳出決算額の推移は、以下のとおりです。

歳出を性質別にみた場合、主なものは子ども・高齢者・障害者などに対する福祉サービスの扶助費（283億円）、事業に必要な物品の購入や印刷、施設維持の委託などの物件費（165億円）です。

人件費・扶助費・公債費は、毎年経常的に支出され、任意に削減できないことから「義務的経費」と呼ばれています。義務的経費のうち、これまで職員数の適正化や市債発行の抑制に努めてきたことにより、人件費、公債費は低い水準ですが、扶助費は高い水準で推移しており、財政構造が硬直化する要因となっています。



用語解説

人件費	職員の給与や報酬などに関する経費
扶助費	子ども、高齢者、障害者などに対する福祉サービス経費
公債費	市の借金（市債）を返済（償還）する経費
物件費	物品の購入や印刷、施設維持の委託などの経費
補助費等	負担金・補助金や下水道事業等の企業会計に対する経費
繰出金	国民健康保険事業や介護保険事業などの特別会計に対する経費
普通建設事業費	道路・公園の整備や小・中学校の施設整備などの経費
その他	施設の維持補修や基金積立（貯金）などの経費

V 市債と基金（借金と貯金）

茨木市の借金と貯金は
どれくらい！？

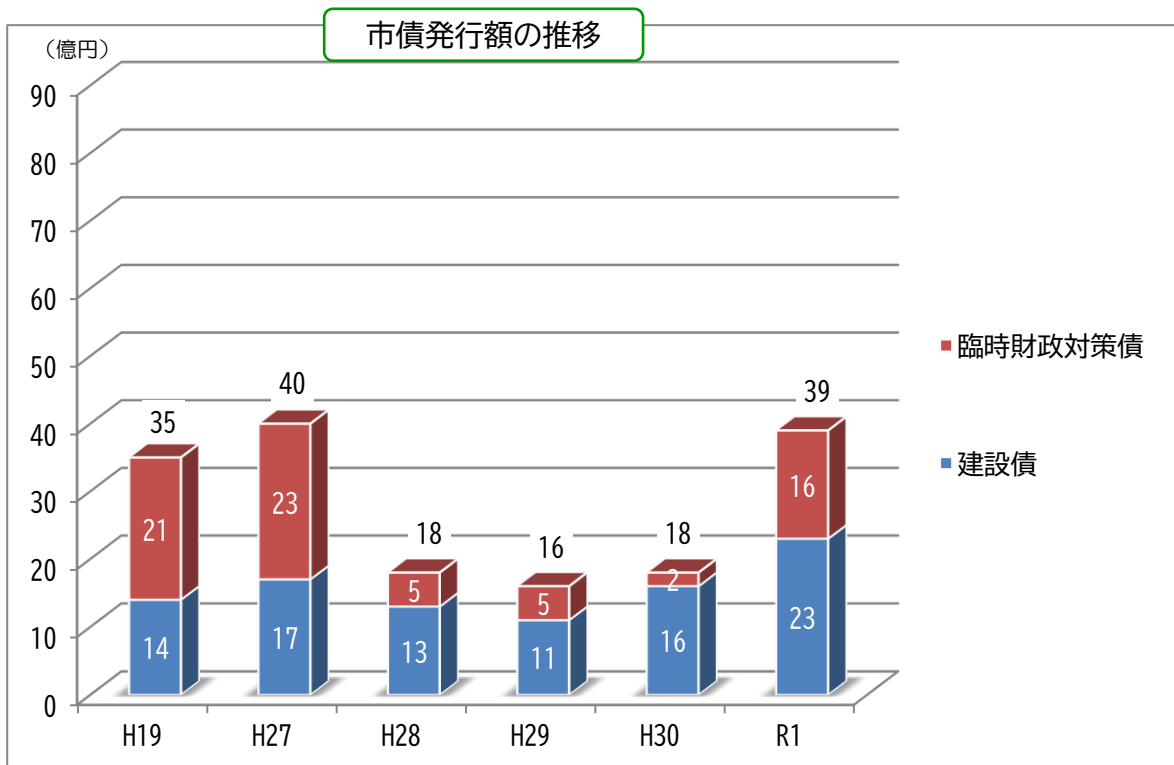


いばら騎士レッド

(1) 市債（借金）発行額の推移

建設事業の財源として借り入れる「建設債」は、近年、市民会館跡地エリア活用事業や公共施設の長寿命化の実施にあたり発行しています。

市債の発行には、年度間の負担の平準化や世代間の負担の公平性を図るといった意義がありますが、同時に後年度の財政負担にもつながるため、その抑制を基本とした財政運営を行う必要があります。地方自治体の財源不足を補うための赤字補てん債である「臨時財政対策債」についても、後年度の財政負担を考慮して可能な限り発行を抑制しています。



用語解説

建設債

道路整備や公共施設の長寿命化工事などの建設事業の財源とするために行う長期の借金のことです。

臨時財政対策債

地方交付税として交付すべき財源が国において不足した場合に、その不足分に対して地方公共団体が発行する特例的な赤字補てん債です。後年度において、臨時財政対策債の元利償還相当額が交付税で措置されますが、実際に同額が補てんされるわけではありませんので、地方公共団体の責任で発行する必要があります。

(2) 市債（借金）残高の推移

令和元年度は、市民会館跡地エリア活用事業や道路・橋梁の整備事業などで市債を発行しています。なお、これまでから財政健全化の取組みとして市債の発行を抑制してきたことから、残高は減少し、令和元年度末残高は約500億円となっています。

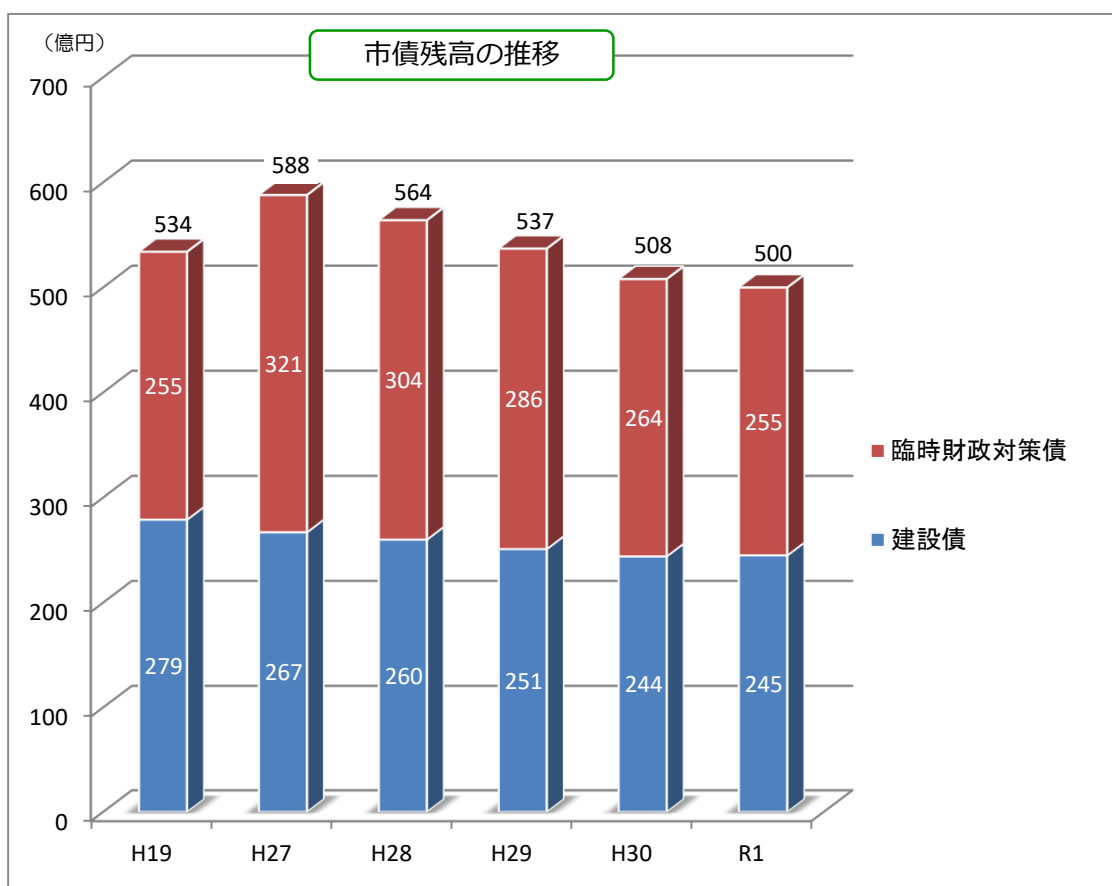
なお、近年は臨時財政対策債などの赤字補てん債の残高が、建設債の残高を上回っています。

【市民1人あたりの残高】

茨木市の借金を全市民で割ると、1人あたりの額はいくらになるのでしょうか？

市債の令和元年度末残高（約500億円）を市の人口（282,362人※）で割ると、普通会計で市民1人あたり約18万円となります。

※令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口



(3) 基金（貯金）残高の推移

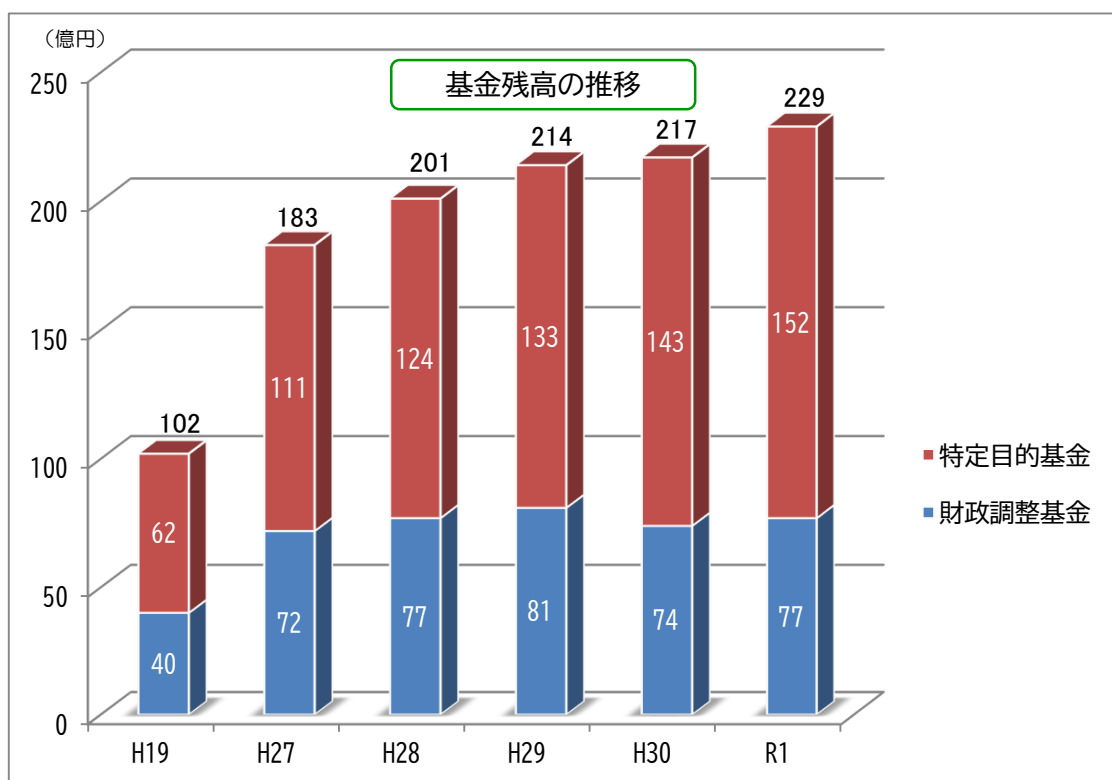
基金とは地方公共団体が行う貯金のことで、財政調整基金と特定目的基金の2種類があります。

「財政調整基金」は、地方財政法で設置が義務付けられています。

その目的として、経済事情の著しい変動や災害等による予期しない収入の減少や緊急な支出の増加に対応するために設置しています。

財政調整基金残高の推移をみると、景気の悪化による市税の大幅な減収に対応するため取り崩しを行ったことで、平成20年度に28億円まで減少しましたが、その後は基金を取り崩さずに事業を執行し、決算剰余金等を着実に積み立ててきました。その結果、平成30年の大阪北部地震等の災害対応経費として、平成30年度に12億円、令和元年度には約2億円を活用して適切な対応を図ることができました。なお、令和元年度は、取崩す一方で決算剰余金の約半分を積み立てたため、基金残高は77億円となっています。

「特定目的基金」については、令和元年度は文化施設及び衛生処理施設の整備や駅周辺再整備などに9億円を積み立て、残高は152億円となりました。



【特定目的基金】（令和元年度末残高）

基金名称	残高	基金名称	残高
福祉事業推進基金	11億円	緑化基金	8億円
衛生処理施設整備等基金	42億円	文化施設建設基金	40億円
駅周辺再整備基金	26億円	公共施設等総合管理基金	24億円
奨学金事業充当基金	1億円	残高合計	152億円

VI 市民1人あたり額の北摂7市比較（普通会計）

近隣の市の
状況を知るの
も大事やで！



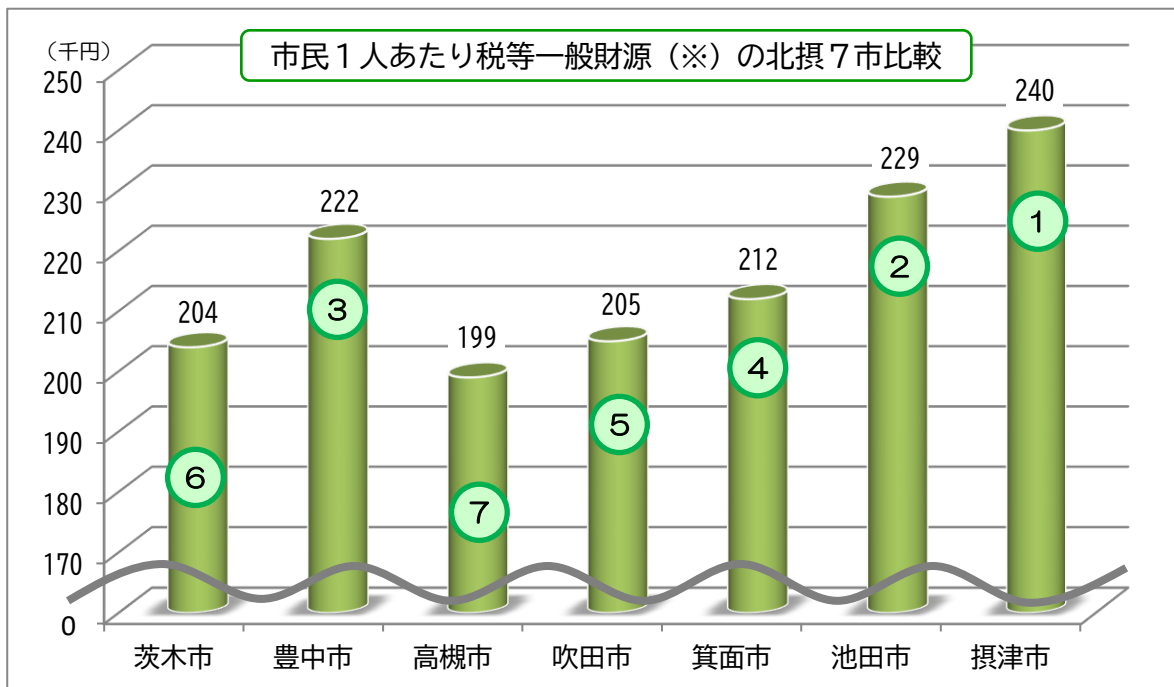
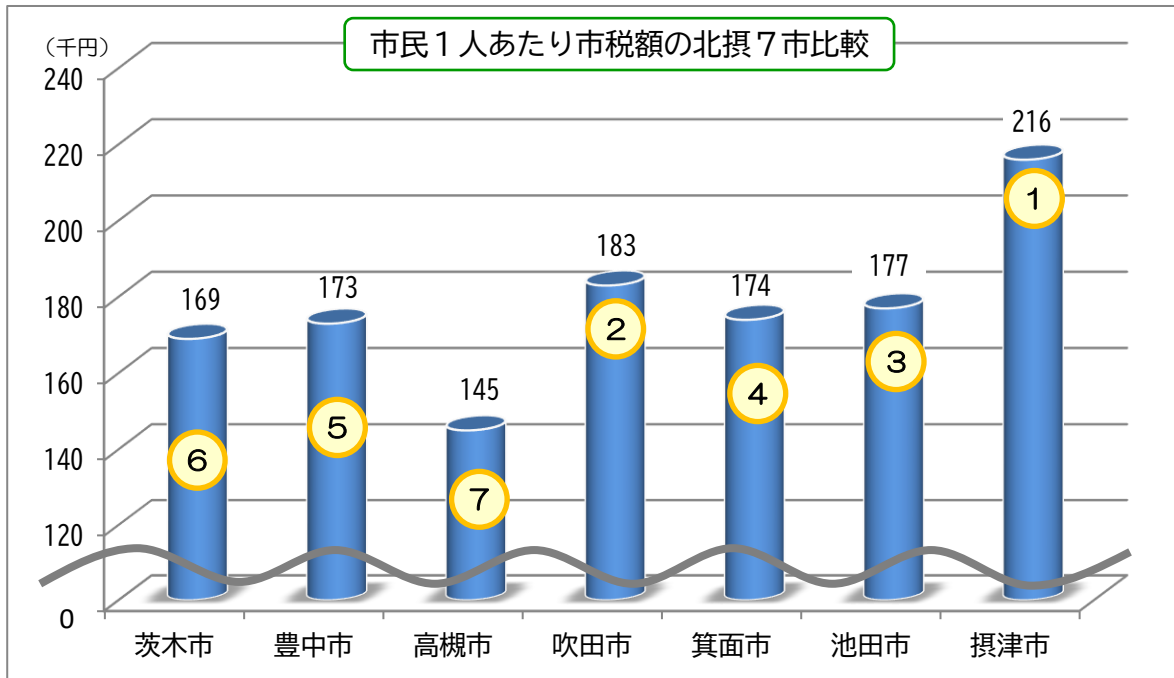
いばら騎士ブルー

(1) 市民1人あたり市税額・税等一般財源の北摂7市比較

市税額と税等一般財源を、市民1人あたり（令和2年1月1日現在住民基本台帳人口）の額で近隣の北摂6市と比較しました。

茨木市の市税額は、北摂7市中2番目に少ない状況で、用途が定められていない税等一般財源も、北摂7市中2番目に少ない状況となっています。

このような厳しい状況ですが、茨木市では徹底した事業の見直しなど、限られた財源（お金）をやりくりすることにより、市民サービスの向上及び財政の健全性の確保に努めています。



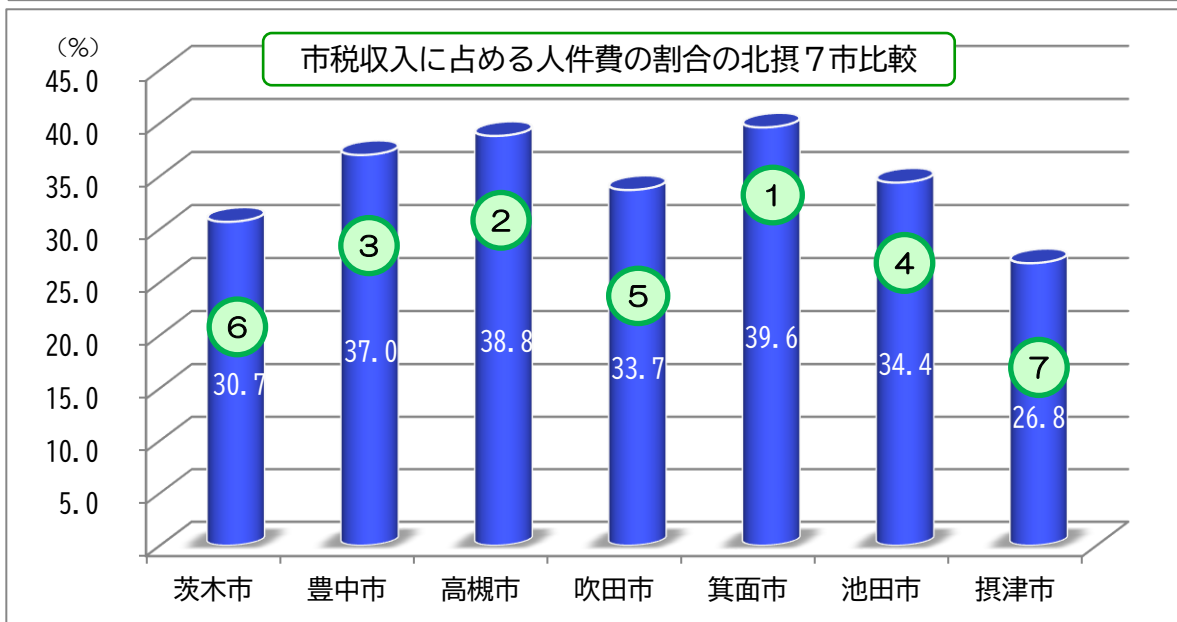
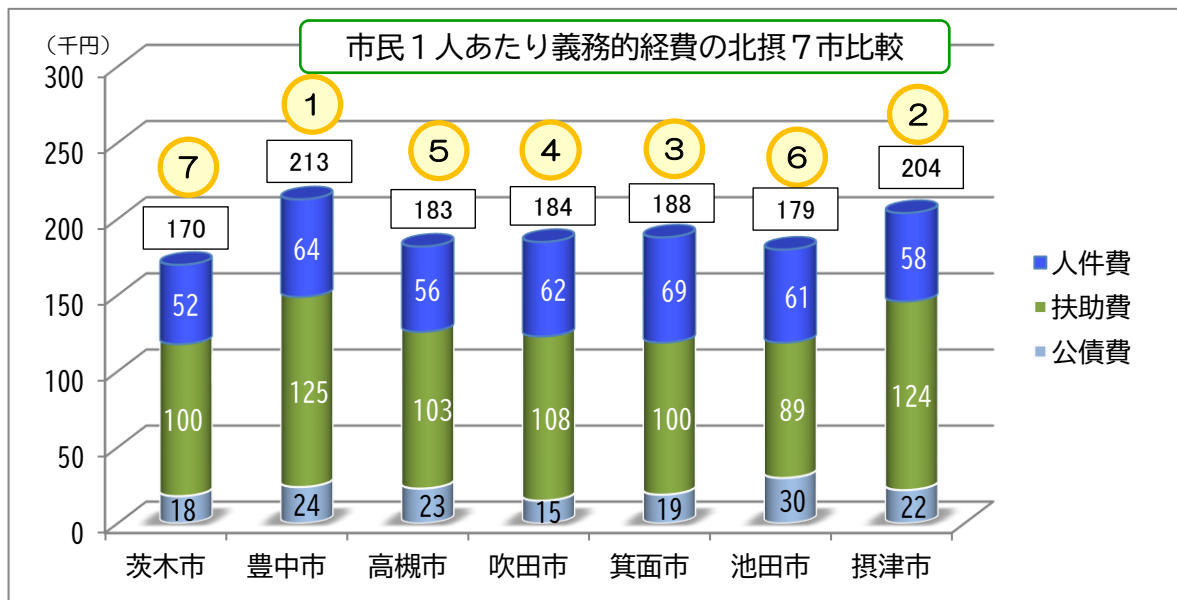
※税等一般財源 = 地方税 + 地方譲与税 + 税交付金 + 地方交付税 + 臨時財政対策債（臨時債含む）

(2) 市民1人あたり義務的経費の北摂7市比較

義務的経費とは、その性質から任意に削減しがたい経費である、職員の給与などの人件費や、生活保護費、児童手当、医療費といった福祉サービスである扶助費、市債の償還（借金の返済）経費である公債費のことです。

義務的経費が多いと自由に使えるお金が少なくなり、政策的な事業の実施が困難となります。茨木市は、市民1人あたりの義務的経費が北摂7市中最も少ない状況です。これは、これまで職員数の適正化や財政の健全性を基本に市債発行（借金）の抑制を図ってきたためです。

今後も、財政の健全性の確保のもと、市民サービスの充実を図るため、義務的経費の抑制に努めていきます。



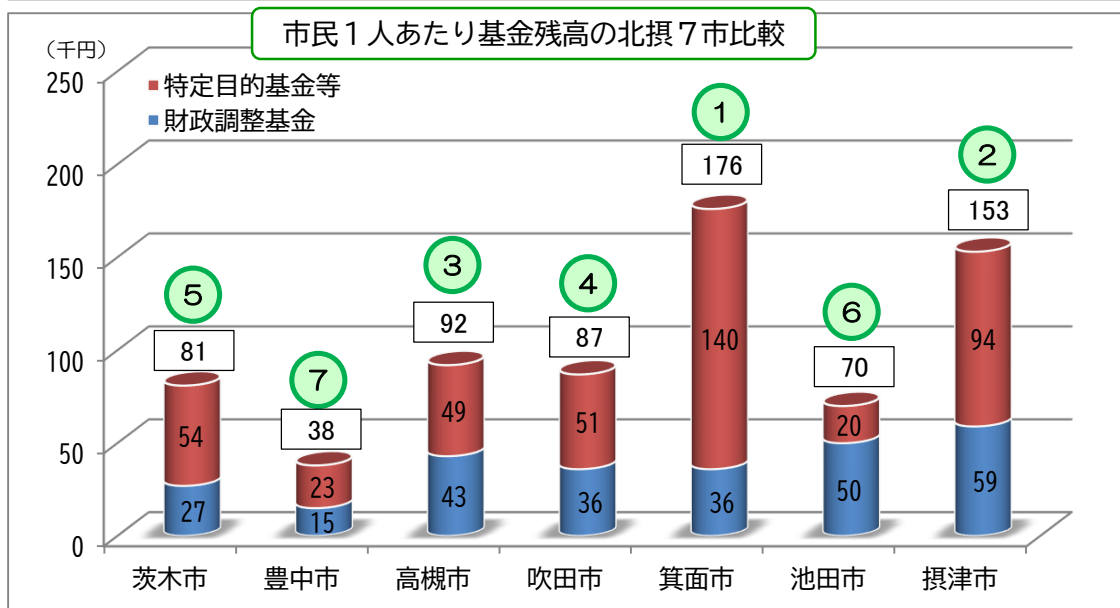
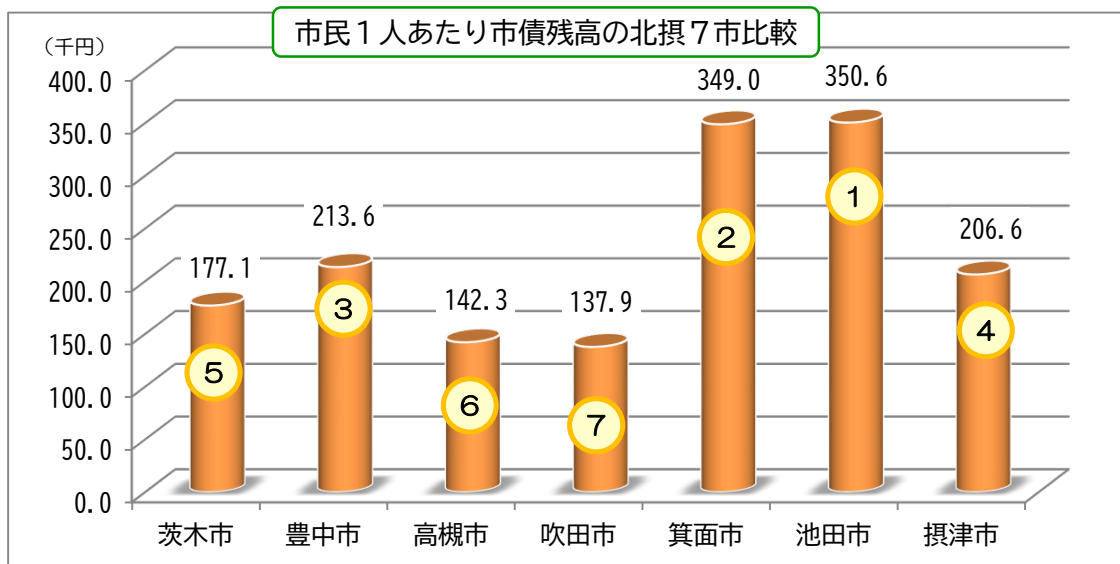
(3) 市民1人あたり市債・基金残高の北摂7市比較

まず、市債（借金）残高については、これまで後年度の財政負担を考慮して市債発行の抑制を図ってきたため、茨木市は北摂7市中3番目に少ない状況となっています。

次に、基金（貯金）残高については、茨木市は北摂7市中5番目となっており決して多くはない状況です。

基金の中でも財政調整基金の残高は、平成20年度に大幅な市税の減収により取り崩し（貯金の引き出し）を行ったため、市民1人あたり1万円まで減少しましたが、その後、決算剰余金等について着実に積み立てた結果、令和元年度には市民1人あたり2万7千円まで回復しました。

今後も健全な財政運営を行うため、市債発行の抑制と基金への積み立てを着実に推進する必要があります。



Ⅶ 主な財政指標の推移（普通会計）

茨木市の財政の
余裕度は？



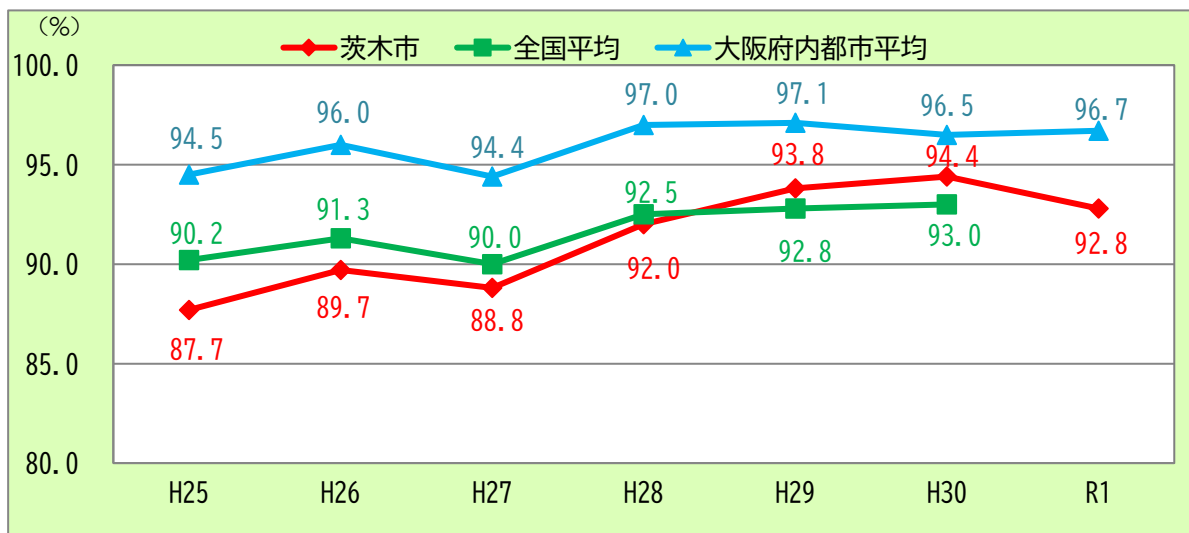
いばら騎士オレンジ

（１）経常収支比率・・・低い方が財政に余裕あり！

市税や譲与税などの経常的に収入される用途が特定されていない財源が、義務的経費（経常経費）に充てられる割合を表した、財政構造の弾力性を示す指標です。比率が高くなるほど、新しい事業を行うためのお金が少ないことを意味し、財政状況は硬直化していると言えます。

【算式】

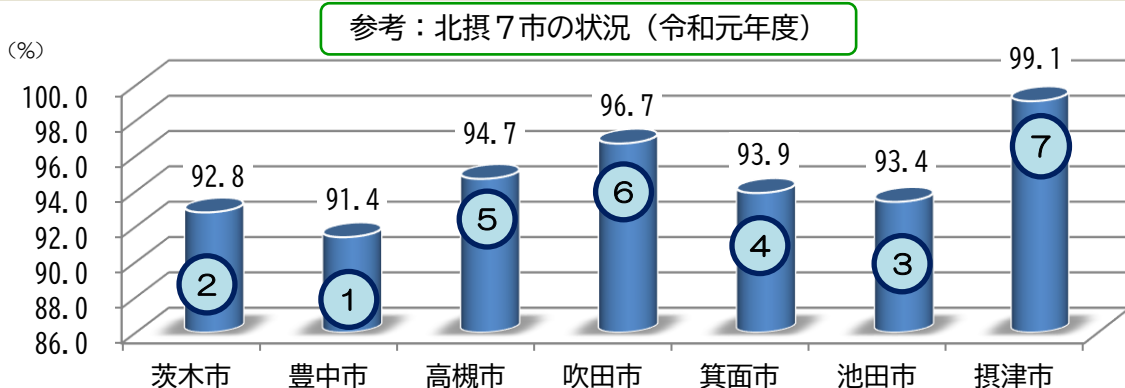
$$\frac{\text{経常経費に充当される一般財源}}{\text{経常的に収入される一般財源} + \text{臨時財政対策債}} \times 100 (\%)$$



※令和元年度全国平均値は未定です。

※大阪府内都市平均は政令市を除いています。（R1年度数値は速報値）

令和元年度は前年度から1.6ポイント下降し、92.8%となっています。これは、高齢化の進展に伴う扶助費をはじめとした分子が増加した一方で、市税の増収や臨時財政対策債の借入れの増額により、それ以上に経常一般財源（分母）が増加したためです。なお、経常一般財源から臨時財政対策債を除いた数値は、昨年度より0.9ポイント上昇し、95.7%となっています。

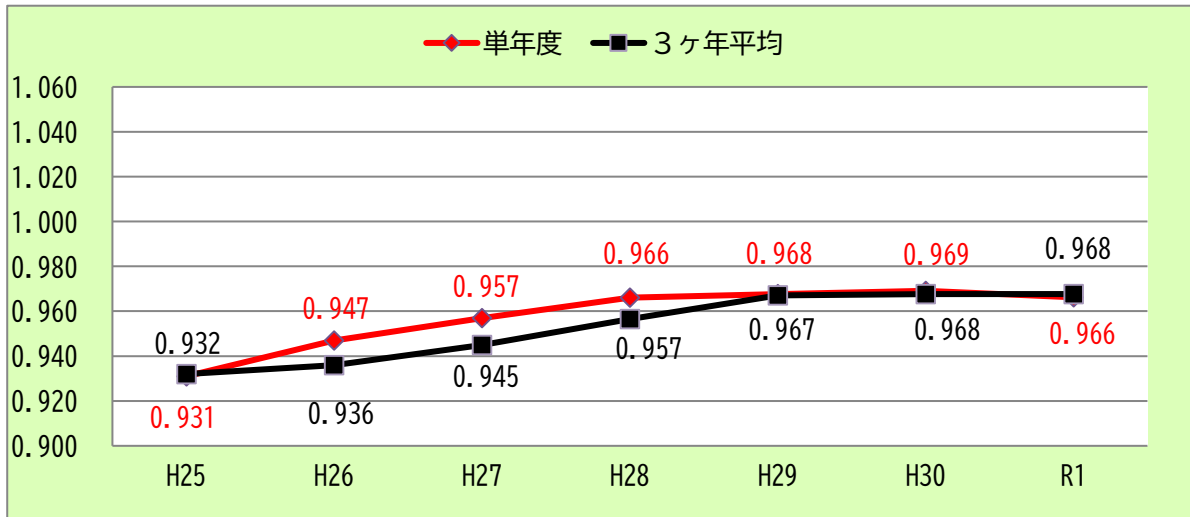


(2) 財政力指数・・高い方が財政力が強い！

財政基盤の強さを図る指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値の3ヶ年平均で算出されます。1に近いあるいは1を超えるほど財源に余裕があるとされており、単年度の数値が1以上になると普通交付税が交付されない不交付団体となります。

【算式】

$$\frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

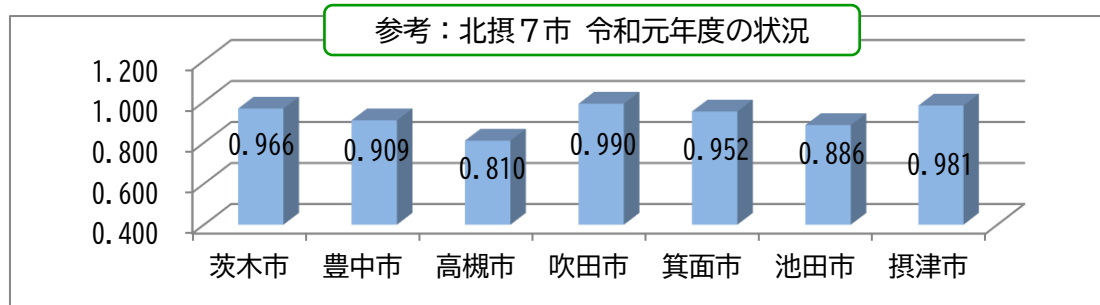


用語解説

基準財政収入額 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態で見込まれる税収入を一定の割合により計算した額です。

基準財政需要額 地方交付税のうち普通交付税の算定に用いる数値で、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政活動を行うために必要な財政需要を計算した額です。

茨木市では、税収等の増加により平成18年度から21年度まで不交付団体でしたが、近年は1を下回り普通交付税の交付団体となっており、令和元年度についても財政力指数（単年度）が0.966となっています。



Ⅷ 健全化判断比率の状況（一般会計等）

茨木市の財政は健全？不健全？



いばら騎士グリーン

(1) 健全化判断比率とは

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（財政健全化法）により公表が義務づけられた、地方公共団体の財政の健全性を示す以下の指標のことです。

- ① 実質赤字比率 ② 連結実質赤字比率 ③ 実質公債費比率
- ④ 将来負担比率 ⑤ 資金不足比率（公営企業）

※各指標の説明と茨木市の状況については、P.19～

財政健全化法では、健全化判断比率を毎年市民に公表することや、これらの指標が一つでも法令が定める基準以上になると、財政健全化計画（財政再生計画）を策定することが義務づけられています。

公営企業についても、毎年、公営企業ごとに資金不足比率を議会に報告し、公表することとなっており、一定基準以上の場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

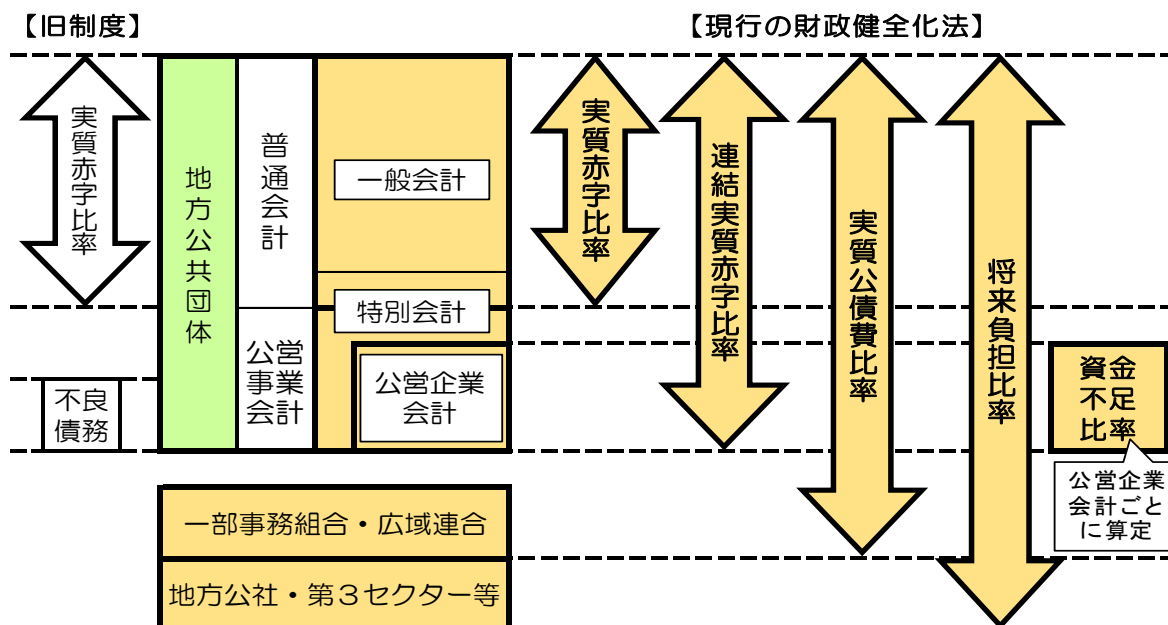
(2) 早期健全化基準・財政再生基準

① 早期健全化基準（イエローカード：自主的な改善）

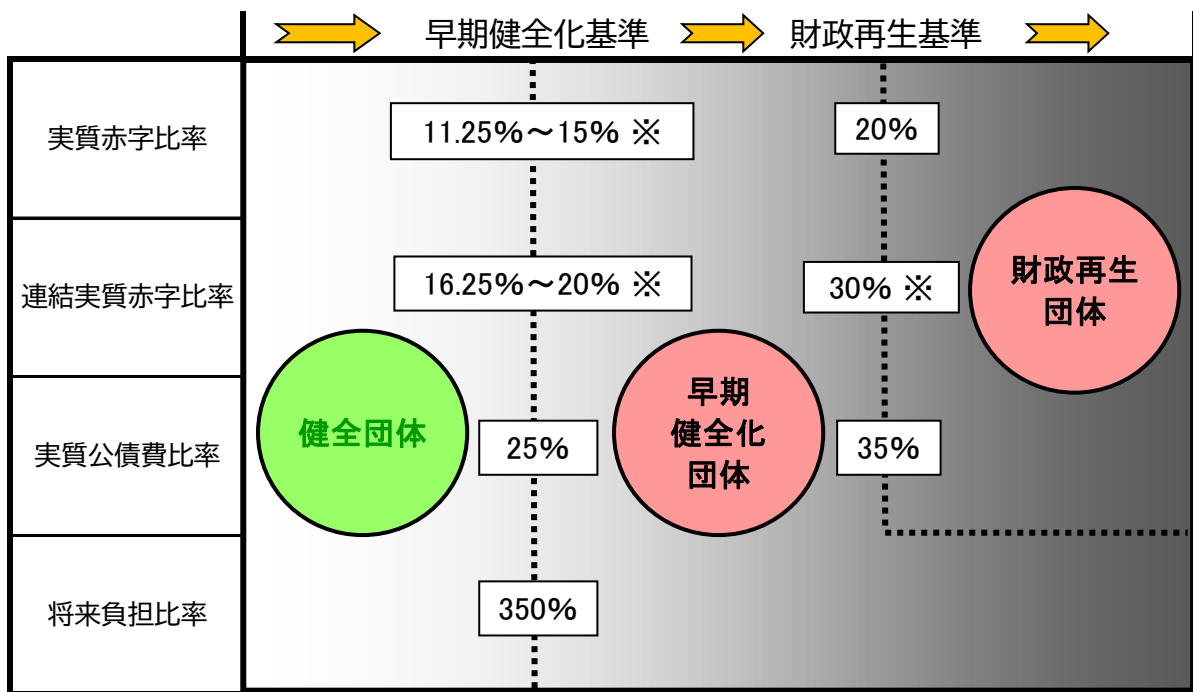
健全化判断比率である4つの指標のうち1つでも早期健全化基準を超えた場合、「早期健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、議会で議決を得た後、速やかに住民に公表するとともに、知事に報告しなければなりません。

② 財政再生基準（レッドカード：国の関与有り）

将来負担比率を除く3つの指標のうち1つでも財政再生基準以上になった場合、「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し議会の議決を得て、国に同意を求めることとなります。国の同意を得ることができなければ、市債の発行が大幅に制限されます。

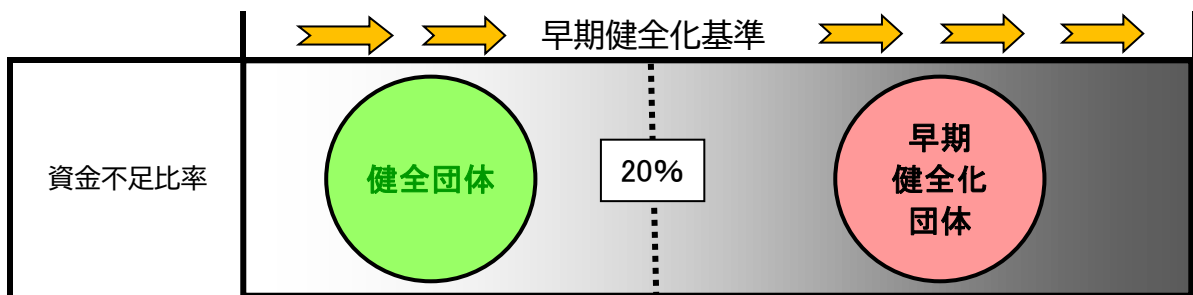


● 財政健全化・再生基準のイメージ



※ 早期健全化基準は、市町村の財政規模に応じて異なる。

● 公営企業会計の経営健全化基準のイメージ



(3) 茨木市の状況（平成28年度～令和元年度）

① 実質赤字比率

一般会計等（福祉や教育、ごみの収集、道路・公園の整備などのサービスを、基本的に市税収入で賄う会計）における赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{一般会計等における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

（単位：％）

区 分	H28	H29	H30	R1
実質赤字比率	—	—	—	—
(参考)黒字額の比率	▲ 1.79	▲ 1.83	▲ 1.71	▲ 1.68
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25
財政再生基準	20.00	20.00	20.00	20.00

一般会計等における実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

用語解説

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収額に、地方譲与税と普通交付税額等を加えたものです。

② 連結実質赤字比率

市の全ての会計（上水道や下水道など）の収支を合算した赤字額が、標準財政規模に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{市の全会計における実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100 (\%)$$

（単位：％）

区 分	H28	H29	H30	R1
連結実質赤字比率	—	—	—	—
(参考)黒字額の比率	▲ 13.34	▲ 15.42	▲ 13.60	▲ 12.54
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25
財政再生基準	30.00	30.00	30.00	30.00

全ての会計を連結した実質収支が黒字（赤字ではない）となっているため、この比率は該当しません。

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する**地方債の償還金やそれに準じた経費**（公営企業に対する繰出金や債務負担行為による支出のうち公債費に準ずるもの）が、標準財政規模に占める割合です。（各年度の数値は3ヶ年平均）

<p>【算式】</p> $\frac{(A+B) - (C+D)}{E-D} \times 100 (\%)$	<p>A : 地方債の元利償還金 B : 地方債の元利償還金に準ずるもの C : AやBに充当される特定財源 D : AやBに係る普通交付税に算入された額 E : 標準財政規模</p>
---	--

（単位：％）

区 分	H28	H29	H30	R1
実質公債費比率	▲ 3.4	▲ 3.5	▲ 3.5	▲ 3.1
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0
財政再生基準	35.0	35.0	35.0	35.0

令和元年度も引き続き、早期健全化基準を大きく下回る水準にあります。

④ 将来負担比率

一般会計等が**将来負担すべき額**（地方債残高や退職手当支給予定額、公営企業、組合、設立法人等に対して将来負担する可能性のある額）から、この支払いに充てることができる基金残高等を差し引いた金額が、標準財政規模に占める割合です。

<p>【算式】</p> $\frac{A-B}{C-D} \times 100 (\%)$	<p>A : 将来負担額 B : 充当可能財源等 C : 標準財政規模 D : 地方債の元利償還金に係る普通交付税に算入された額</p>
---	---

（単位：％）

区 分	H28	H29	H30	R1
将来負担比率	—	—	—	—
参考（※）	▲ 43.5	▲ 45.8	▲ 49.6	▲ 53.0
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0

（※）将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

令和元年度も引き続き、将来負担額より充当可能財源等の方が多いため、この比率は該当しません。

⑤ 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額が、事業規模（料金収入規模）に占める割合です。

【算式】

$$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{料金収入}} \times 100 (\%)$$

(単位：%)

区 分	H28	H29	H30	R1
水道事業	—	—	—	—
下水道等事業	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0

水道事業、下水道等事業ともに資金の不足額が発生していないため、この比率は該当しません。

(4) 北摂7市の状況（令和元年度）

① 実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 1.68	▲ 5.79	▲ 0.94	▲ 0.58	▲ 7.99	▲ 0.50	▲ 1.04
早期健全化基準	11.25	11.25	11.25	11.25	11.99	12.33	12.55

② 連結実質赤字比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	—	—
(参考) 黒字額の比率	▲ 12.54	▲ 24.63	▲ 20.68	▲ 10.24	▲ 60.75	▲ 27.88	▲ 23.84
早期健全化基準	16.25	16.25	16.25	16.25	16.99	17.33	17.55

③ 実質公債費比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
実質公債費比率	▲ 3.1	3.1	▲ 0.7	▲ 2.9	1.5	4.7	0.2
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0

各年度の数値は3ヶ年平均

④ 将来負担比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
将来負担比率	—	—	—	—	—	—	—
(※)	▲ 53.0	▲ 3.8	▲ 124.8	▲ 47.4	▲ 19.1	▲ 2.0	▲ 108.4
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0	350.0

(※) (参考) 将来負担額を上回る充当可能財源等の比率

⑤ 資金不足比率

(単位：%)

	茨木市	豊中市	高槻市	吹田市	箕面市	池田市	摂津市
水道事業会計	—	—	—	—	—	—	—
下水道等事業会計	—	—	—	—	—	—	—
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0

茨木市の健全化判断比率は、すべての指標で健全な状況を示しています。

しかし、社会福祉経費が増加していることや、税等一般財源の総額が今後とも不透明な状況にあることから、今後の財政状況は決して安心できない状況にあります。

このように厳しい財政環境にあっても、将来にわたり行政の使命である持続的発展を図るため、引き続きビルド&スクラップの実践による財政の健全性の確保に努めていきます。



茨木市HPの財政課のページで、いばら騎士の4人が財政状況や税の使い道などを分かりやすく発信していますのでチェックしてみてください↓↓

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kikaku/zaisei/menu/ibarakishitozei.html>



いばらきの今と未来をまもるため



いばら騎士 社!

2020